k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十六条（自己資本比率告示第百五十六条第五項及び第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n　項番６「カウンターパーティ信用リスク　うち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番９「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o　「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＣＶＡリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したＣＶＡリスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p　「カウンターパーティ信用リスク　うち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

q　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十五条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番３「信用リスク　うち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r　項番７「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十三面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100％のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s　「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

t　「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十六条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u　項番11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十七条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百七十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

v　「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第八章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

w　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番10から項番13までの項イ欄の合計額と一致する。

x　項番12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第四号第二十四面又は別紙様式第七号第十九面及び別紙様式第四号第二十五面又は別紙様式第七号第二十面の項番14から項番17までの項イ欄の合計額と一致する。

y　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

z　項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb　項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日